

令和7年度第9回 下関市農業委員会総会議事録

日 時 令和7年12月9日(火)
午前9時30分～午前10時55分
場 所 菊川ふれあい会館 2階 中小ホール

会議構成員及び現在総数

会議構成員	18名
現在数	18名
出席総数	18名
欠席総数	0名

議番	氏名	出欠
1	阪田 実	出席
2	木村 貴志子	出席
3	新久保 克己	出席
4	松倉 公一	出席
5	田崎 育子	出席
6	岡本 住子	出席
7	下田 敏純	出席
8	加藤 ソメ	出席
9	石田 安男	出席
10	田上 光義	出席
11	河本 隆一	出席
12	坂田 謙祐	出席
13	伊田 喜弘	出席
14	山田 正信	出席
15	藤本 康洋	出席
16	河本 肇	出席
17	岩本 憲慈	出席
18	有田 孝義	出席

本会議に出席した事務局職員

事務局長外 5名

傍聴人 2名

令和7年度第9回総会

(開始時刻 9時30分)

事務局（小田事務局長）

それでは、ただいまから総会を始めさせていただきます。

本日の委員の出席状況でございますが、委員総数18名のうち、本日出席の委員は18名、欠席委員はいらっしゃいませんでした。

したがいまして、出席委員数が在任委員数の過半数を超えておりますので、「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定に基づき、本日の総会が「成立いたしますこと」をご報告申しあげます。

それでは、山田会長からご挨拶を賜りまして、そののち、「下関市農業委員会総会会議規則第6条及び第7条」の規定に基づき、議長である会長の「開会の宣告」ののち、お手元の総会次第に従いまして議事を進めさせていただきます。

それでは、会長、どうぞよろしくお願ひいたします。

議長（山田会長）

（会長挨拶）

先ほど、事務局から報告がありましたように、出席委員が過半数を超えています。本日の総会は成立いたしますので、「令和7年度第9回定例総会の開会」を宣言します。

それでは、議事に入ります前に総会会議規則第19条第2項の規定に基づきまして私のほか2名の委員が署名することとなっておりますので、私の方から指名させていただきます。

本日の総会の議事録署名委員に、議席番号17番、岩本憲慈委員と、議席番号18番、有田孝義委員のご両名を指名させていただきます。よろしくお願ひいたします。

それでは、議事に入ります。日程第1「議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可について」をお諮りします。

なお、審議にあたり、3番の案件につきまして、議席番号■番、■番委員が、農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」に該当しますので、3番を除いた1番から8番までの案件の審議の後、退席をお願いします。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局（佐々本事務局次長）

それでは、ご説明いたします。以降、着座にて説明させていただきます。

総会議案書1ページをお開きください。1番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は田11筆で、合計面積は13,822m²、位置図は5ページから9ページ、公図は10ページから14ページをご覧ください。申請地は、下関市役所豊田総合支所から北へ、約3.9kmから4.5kmに位置する過去に農業公共投資の対象となった農地です。

申請理由は、高齢で耕作が困難な譲渡人の要望に、農業後継者である譲受人が応じたものでございます。申請地は、利用権設定により、議案書記載の農事組合法人へ貸し出している土地であり、譲受人も同農事組合法人の構成員であることから、許可後も同農事組合法人が水稻を作付けする予定で、贈与による所有権の移転となっております。

1ページに戻りまして、2番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は畠1筆で、面積は214m²、位置図は15、16ページ、公図は17、18ページをご覧ください。申請地は、下関市役所豊田総合支所から北西へ約5.2kmに位置する、農業振興地域内白地の農地です。

申請理由は、譲受人の要望に、■である譲渡人が応じるものでございます。申請地は、譲受人の自宅から■の距離に位置し、譲受後は、大根や白菜等の野菜を栽培する予定で、贈与による所有権の移転となっております。

総会議案書2ページをお開きください。4番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は畠1筆で、面積は1,102m²、位置図は22、23ページ、公図は24ページをご覧ください。申請地は、下関市役所王司支所から東へ約300mに位置する、農業振興地域内白地の農地です。

申請理由は、経営規模拡大を図る譲受人の要望に、高齢で耕作困難となり、農業後継者もいない譲渡人が、応じるものでございます。申請地は、譲受人の自宅から■の距離に位置し、譲受後は、白菜や大根等の野菜を栽培する予定で、売買による所有権の移転となっております。

2ページに戻りまして、5番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は畠1筆で、面積は815m²、位置図は25、26ページ、公図は27、28ページをご覧ください。申請地は、下関市役所菊川総合支所から南東へ約2.2kmに位置する、農業振興地域内白地の農地です。

申請理由は、申請地に隣接する農地を所有している譲受人の要望に、高齢で管理困難となった譲渡人が、応じるものでございます。申請地は、譲受人の自宅から■の距離に位置し、譲受後は、現状のまま、栗の果樹園として管理する予定で、売買による所有権の移転となっております。

総会議案書3ページをお開きください。6番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は畠2筆で、合計面積は4,348m²、位置図は29、30ページ、公図は31ページをご覧ください。申請地は、下関

市役所清末支所から北西へ約700mから900mに位置する、過去に農業公共投資の対象となった農地です。

申請理由は、移転予定の事務所に近接する農地を取得して営農することを計画した譲受人の要望に、休耕していた譲渡人が応じるものでございます。申請地は、譲受人の自宅から [REDACTED] の距離に位置し、譲受後は、みかんやいちじく等の果樹や、キャベツやトマト等の野菜、バジルやミント等のハーブを栽培する予定で、売買による所有権の移転となっております。

3ページに戻りまして、7番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は田2筆で、合計面積は485m²、位置図は32、33ページ、公図は34ページをご覧ください。申請地は、下関市役所王喜支所から北東へ約1.3kmに位置する、農業振興地域内の農用地です。

申請理由は、相続したが遠方で耕作が困難な譲渡人の要望に、申請地の隣接農地の所有者である譲受人が、応じるものでございます。申請地は、譲受人の自宅から [REDACTED] の距離に位置し、譲受後は、大根、キャベツ、ほうれん草等の野菜を栽培する予定で、贈与による所有権の移転となっております。

総会議案書4ページをお開きください。8番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は田4筆と畠1筆で、合計面積は10,518m²、位置図は35ページから38ページ、公図は39ページから43ページをご覧ください。申請地は、下関市役所清末支所から南東へ約1.1kmから1.5kmに位置する、農業振興地域内の農用地です。

申請理由は、管理が困難となった各譲渡人の要望に、申請地のうち4筆を利用権設定により耕作していた法人の代表者が応じるものでございます。申請地は、譲受人の自宅から [REDACTED] の距離に位置し、譲受後は、水稻及びじゃがいもやほうれん草等の野菜を栽培する予定で、売買による所有権の移転となっております。

各譲受人は、農地を効率的に利用し、耕作に必要な労働力、農業用機械を所有しております、周辺農地の農業上の総合的な利用の確保に支障が生ずる恐れがないことから、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可基準を満たしていると考えられます。

以上でございます。

議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、質疑の前に担当委員からの現地調査結果の報告をお願いいたします。

なお、説明に当たりましては、個人情報保護の観点から直接個人名を使わず、

譲渡人、譲受人等の表現で報告をお願いします。

それでは、1番及び2番の案件につきまして、議席番号15番、藤本康洋委員、報告をお願いいたします。

藤本康洋委員

議席番号15番、藤本です。議案第1号1番の案件について、報告いたします。令和7年12月2日、農業委員2名と事務局職員1名で現地確認をいたしました。詳細については、事務局から説明のあったとおりです。

譲渡人と譲受人は [REDACTED] で、[REDACTED] の生前贈与となります。農地の耕作は、現地法人が借り受ける形で担っており、法人から草刈り等の管理を組合員である譲渡人が委託される形で管理されておりました。譲受人は、数年前より譲渡人の [REDACTED] とともに草刈り等の管理作業をされておりました。

譲受後も耕作は現地法人が担うことは確約されており、譲受人も適切な管理をされると思われ、問題ないと思われます。

続いて、議案第1号2番の案件について、報告いたします。令和7年12月2日、農業委員2名と事務局職員1名で現地確認をいたしました。詳細については、事務局から説明のあったとおりです。

譲渡人と譲受人は [REDACTED] で、これまでも現地農地の使用契約を結び譲受人が管理されておりました。現地確認時も冬野菜が植えられ、きれいに管理されておりました。現地確認時の様子からも、今後も意欲をもって農地を利用されると思われ、問題ないと思われます。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長（山田会長）

続いて、4番、6番及び8番の案件につきまして、議席番号3番、新久保克己委員、報告をお願いいたします。

新久保克己委員

議席番号3番、新久保です。4番、6番及び8番の案件について、現地調査の結果をご報告いたします。

3件とも11月28日に、農業委員2名と事務局職員2名で、現地調査を行いました。

まず、4番の案件ですが、申請内容は譲渡人は高齢で耕作が困難なことから経営規模拡大を計画している譲受人の要望に応じたものです。売買による権利の

移動です。譲受人は、営農に必要な農機具を保有し、他の自己所有地でも耕作しています。譲り受け後は、白菜、大根等の野菜を作付ける予定で、問題ないと思われます。

次に、6番の案件ですが、現地確認時、申請地2筆とも雑草が繁茂していました。譲渡人は、耕作者の確保が困難となり休耕田となっていたところ、申請地の近くでドッグラン施設を計画するとともに、農地を取得し、営農活動を計画した譲受人の要望に応じたものです。売買による権利の移動です。

譲受人は、営農に必要な農機具は自己所有のものに加え、譲渡人が所有する農機具を無償で譲り受ける予定です。譲り受け後は、果樹や野菜を作付ける予定で問題ないと思われます。

次に、8番の案件ですが、譲受人は、申請地5筆のうち4筆を従前から利用権設定し、水稻を耕作していました。他の1筆は、4筆のうち1筆に接続した畠地です。今回、今後の管理が困難な譲渡人から所有権移転の申出があり、要望に応じたものです。売買による権利の移動です。譲受人は、市内でも大規模な農業法人の代表者であり、譲り受け後は、従前同様に水稻を作付け、畠地にはじやがいも、ほうれん草などの野菜を栽培する予定であり、問題ないと思われます。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長（山田会長）

続いて、5番の案件につきまして、議席番号11番、河本隆一委員、報告をお願いいたします。

河本隆一委員

議席番号11番、河本です。5番の案件について、現地調査の結果をご報告いたします。令和7年12月2日、農業委員2名、事務局職員1名で現地調査を行いました。

譲受人の [REDACTED] に隣接する譲渡人の農地が、譲受人の営農に有効活用できるため要望し、高齢で耕作が困難な譲渡人が応じたものです。現在は栗の木が植えられており、そのまま利用することです。譲受人は、地区における中心的な営農者で何ら問題ないと思われます。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長（山田会長）

続いて、7番の案件につきまして、議席番号4番、松倉公一委員、報告をお願いいたします。

松倉公一委員

議席番号4番、松倉です。7番の案件について、現地確認の結果をご報告いたします。令和7年11月28日、農業委員2名、事務局職員2名で現地確認を行いました。

相続で取得した譲渡人が、遠方にお住まいであり、かつ農家ではないことから、耕作放棄地となって近隣に迷惑をかけたくないと思い、申請地の隣の農地を所有している譲受人に贈与するものでございます。

申請地は、2筆とも管理がされおり、耕作するのに問題はなさそうでした。また、申請地の隣にある譲受人所有の農地も、きちんと管理されており、問題はないと思います。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長（山田会長）

事務局及び担当委員の説明、報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は、ございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

それでは、「議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可について」の3番を除く1番から8番について、原案のとおり「許可」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

全員挙手と認めます。よって、原案のとおり「許可」とすることと決しました。

次に、3番の案件についての審議に入りますので、議席番号■番、

■委員は退席をお願いします。

（委員 退席）

それでは、3番の案件について、事務局の説明を求めます。

事務局（佐々木事務局次長）

それでは、ご説明いたします。総会議案書2ページをお開きください。3番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は畠1筆で、面積は863m²、位置図は19、20ページ、公図は21ページをご覧ください。申請地は、下関市役所豊浦総合支所室津支所から南東へ約400mに位置する、過去に農業公共投資の対象となった農地です。

申請理由は、農業後継者のいない譲渡人の要望に、譲受人が、耕作地の拡大を目的に応じるものでございます。申請地は、譲受人の自宅から■の距離に位置し、譲受後は、キウイやアボカド等の果樹を植栽する予定で、贈与による所有権の移転となっております。

譲受人は、農地を効率的に利用し、耕作に必要な労働力、農業用機械を所有し

ており、周辺農地の農業上の総合的な利用の確保に支障が生ずる恐れがないことから、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可基準を満たしていると考えられます。

以上でございます。

議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、質疑の前に3番の案件につきまして、議席番号9番、石田安男委員、報告をお願いいたします。

石田安男委員

議席番号9番、石田です。3番の案件について、現地確認の結果をご報告いたします。令和7年12月1日、農業委員2名、事務局職員2名で現地調査を行いました。

申請地は、室津地区の圃場整備田で、農道に挟まれた角の三角な普通畠で贈与による所有権の移転です。譲受人は、高齢で農業後継者も無く、この際、手放すことにし譲受人に申し出たもので、譲受人がこれに応じたものです。

譲受人は、大規模稻作農家で、このたび取得しようとする農地は畠で、野菜及び今後は果樹園としてキウイ、アボカド等を栽培し、スーパーや青空市場へ出荷予定です。申請地は自宅から■ぐらにあり、現在、野菜が全面にきれいに植えられており、何ら問題はないと思われます。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長（山田会長）

事務局及び担当委員の説明、報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は、ございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。それでは、「議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可について」の3番について、原案のとおり「許可」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

全員挙手と認めます。よって、原案のとおり「許可」とすることと決しました。

■ 委員は着席をお願いいたします。

(委員 着席)

議長（山田会長）

次に、日程第2「議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可について」をお諮りします。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局（佐々本事務局次長）

総会議案書44ページをお開きください。説明の前にご報告があります。議案第2号2番についてですが、事業計画の変更が必要になったとのことで、昨日、申請者より取下書が提出されましたので、本日の議案から削除させていただきます。したがって、議案第2号につきましては、1番、3番及び4番についてご審議いただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

それでは、ご説明いたします。1番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は田2筆で、転用面積は1,708m²、位置図は47、48ページ、公図は49ページ、土地利用計画図は50ページをご覧ください。申請地は、下関市役所豊田総合支所から東北東へ約1.9kmに位置している過去に農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、「第2種農地」でございますので、申請者からは、代替地検討表が提出されております。転用目的は、太陽光発電の売電を目的に非フィットによる太陽光発電設備を設置するものです。

申請理由につきましては、太陽光発電の売電事業が好調なことから、新たな発電設備の設置用地を探していたところ、日当たりが良く、計画に必要な面積も確保できる申請地に計画したもので、耕作を行う予定のない譲渡人が、譲受人の要望に応じたもので、売買による所有権の移転となっております。

本件には一体利用地ではなく、計画面積は、過去に転用許可された案件と比較しても妥当であり、市農業委員会の農地法関係事務に係る指導指針の建ぺい率及び土地利用計画からみても、適当であると判断いたしました。

なお、下関市太陽光発電事業と地域環境との調和に関する条例に係る環境部との事前協議は、既に終了しております。

土砂の流出対策としては、申請地に隣接した農地が一部ございますが、申請地よりも高位置にあり、周辺農地の営農には支障ないと判断しました。また、汚水の発生はなく、雨水のみ、農業用用排水路に放流されますが、流下量に変化はないことから、周辺農地の営農には支障ないと判断しました。本件は、「他に適当な土地がないため」、許可基準を満たしていると考えられます。

総会議案書45ページをお開きください。3番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。位置図は55、56ページ、公図は57ページ、土地利用計画図は58ページをご覧ください。申請地は、下関市役所内日支所から、北北東へ約3.8kmに位置する、農業振興地域内の農用地で、令和7年度第7回総会において、農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について、ご審議いただき、「農地法違反の状態を是正するよう求める。」とした案件で、令和7年11月20日付けで、山口県より、計画の変更について、異議がない旨

の通知を受けたことから、この度、農地法の許可申請がなされたものでございます。なお、令和7年1月28日付で、用途区分が、農地から農業用施設用地に変更されております。

転用目的は、農業用倉庫及び育苗施設等の整備を目的に、農業用施設用地として整備するものでございます。

申請理由は、農業用倉庫や育苗施設が、現在の既存のスペースでは不足していることから、事務所の隣接地である申請地を選定し、この度の計画に至ったものでございます。

一体利用地は、貸付人の所有地であり、土地所有者として承諾していることから、確保は確実です。また、土地利用計画からみて計画面積は、適当であると判断しています。なお、申請地に隣接した農地はありません。汚水は、一体利用地の既存施設からのみ発生し、合併浄化槽で処理され、農業用用排水路に放流されていますが、新たな汚水の発生はないことから、周辺農地への営農には支障ないと判断しました。また、雨水は農業用用排水路に放流されますが、水理計算書が提出されており、周辺農地の営農には支障ないと判断しました。

この度の転用については、下関市菊川町土地改良区から、土地改良事業計画上支障ない旨の内容が記載された意見書が提出されております。

なお、本件は無断転用案件で、■、■、■の3筆は、昭和50年代後半から、農業用機械や資材の倉庫、苗置場として利用していたことから、下関市農業委員会会長あてに、始末書が提出されています。

本件は、農用地を対象とした農地転用ではございますが、「農業振興地域の整備に関する法律第8条第4項に規定する農用地利用計画において指定された用途に供する場合」であるため、「農地法第5条第2項本文ただし書き」による農用地利用計画において、指定された用途に供するため農地以外のものにしようとするものに該当し、許可基準を満たしていると考えられます。

総会議案書46ページをお開きください。4番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は田1筆と畠4筆で、転用面積は6,956m²、位置図は59、60ページ、公図は61ページ、土地利用計画図は62ページをご覧ください。申請地は、下関市役所清末支所から北西へ約900mから1.0kmに位置している過去に農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、「第2種農地」でございます。転用目的は、ドッグランで、申請理由は、借地でドッグラン事業を行っていたところ、土地所有者よりドッグラン施設の移転要望があり、申請地は、現在の事業地に近く、事業周辺への影響が少ない場所に位置していることから、譲渡人と譲受人の協議により選定がなされたもので、売買による所有権の移転となっております。

一体利用地は、譲受人が、申請地と併せて譲渡人から購入予定であり、土地利

用計画からみて計画面積は、適当であると判断しています。

土砂の流出対策としては、申請地に隣接した農地が一部ございますが、一部は、すでに勾配調整がなされており、それ以外は [REDACTED] の法面部分のみであるため、周辺農地の営農には支障ないと判断しました。汚水は、合併浄化槽で処理され、申請地内に放流されます。また、雨水につきましては、ため池に放流されますが、ため池の管理者には説明済みであることから、周辺農地の営農には支障ないと判断しました。

なお、本件は無断転用案件で、譲受人が、申請地の一部に、令和6年4月から仮設トイレ等を設置しており、下関市農業委員会会長あてに始末書が提出されています。また、譲渡人も、平成30年2月27日付けで転用許可を受け、[REDACTED] の一部に農業用倉庫を建設しておりますが、今回の測量の結果、建物の位置が北側にずれており、一部 [REDACTED] に位置していることが判明したことから、下関市農業委員会会長あてに始末書が提出されています。

本件は、「他に適当な土地がないため」、許可基準を満たしていると考えられます。

以上でございます。

議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、質疑の前に担当委員からの現地調査結果の報告をお願いいたします。

それでは、1番の案件につきまして、議席番号16番、河本肇委員、報告をお願いいたします。

河本肇委員

議席番号16番、河本です。1番の案件について、現地確認の結果をご報告いたします。令和7年12月2日、農業委員2名、事務局職員1名で現地確認を行いました。

現地は、譲渡人の自宅に隣接した農地ですが、不作付地になっています。周辺の農地もほとんど耕作されていません。特に問題はないと思われます。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長（山田会長）

続いて、3番の案件につきまして、議席番号13番、伊田喜弘委員、報告をお願いいたします。

伊田喜弘委員

議席番号 13 番、伊田です。3 番の案件について、現地確認の結果をご報告いたします。令和 7 年 1 月 2 日、農業委員 2 名、事務局職員 1 名で現地確認を行いました。

借受人は、令和 5 年に株式会社組織で設立された大規模営農法人です。下関市菊川町檜崎地区及び下関市内日地区の地域計画策定に積極的に参画しており、現在の営農面積は田が 773,619 m²、畑が 1,538.95 m² で、地域にとっては頼もしい扱い手です。

申請地のうち、[REDACTED] については育苗施設として利用、[REDACTED] 、[REDACTED] 及び [REDACTED] はパイプハウス等の倉庫が昭和 50 年代後半に建てられ農機具倉庫や資材置場等として利用されておりました。これらは、農業委員会の許可を得ていない利用でした。このたび、借受人及び貸付人の連名で下関市農業委員会会长あてに始末書が提出され両名とも深く反省しておりますので致し方ないと考えます。

なお、雨水の排水計画は自然流下及び農業用用排水路への放流です。また、汚水の排水計画は合併浄化槽で処理後、農業用用排水路に放流する計画です。したがって他の農地に与える影響はないと考えます。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長（山田会長）

続いて、4 番の案件につきまして、議席番号 3 番、新久保克己委員、報告をお願いいたします。

新久保克己委員

議席番号 3 番、新久保です。4 番の案件について、現地確認の結果をご報告いたします。令和 7 年 1 月 28 日、農業委員 2 名、事務局職員 2 名で現地確認を行いました。

申請地は、前回総会の現況確認で農地と判定したところです。現地調査時、申請地に仮設トイレと隣接地に農業用倉庫が確認されました。申請内容は、譲受人は申請地北側の借受地でドッグラン施設を営業していましたが、今回、この借受地に新規事業計画が生じたため、貸付人から移転の申出があり、今回の申請地にドッグラン施設を移転する計画です。売買による権利の移動です。

申請地には、ドッグラン、駐車場、仮設トイレが計画されています。

汚水は、既設の合併浄化槽から敷地内に放流、雨水は、ため池に放流されます
が、ため池の管理者である下関土地改良区には説明済です。

隣接する農地の一部は勾配調整され、他の一部は法面部分であり、営農には支障ないものと思われます。譲受人は、仮設トイレを令和 6 年 4 月に設置しており、

農業委員会会長あてに始末書が提出されております。また、隣接地の農業用倉庫は譲渡人が平成30年2月に許可を受け建設していますが、今回の測量で倉庫の一部が申請地に入っている状態であり、譲渡人から農業委員会会長あてに始末書が提出されており、問題ないと思われます。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長（山田会長）

事務局及び担当委員の説明、報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は、ございませんか。

岩本憲慈委員

議席番号17番、岩本です。4番の案件ですが、転用目的がドッグランとなっていますが、犬を何匹ぐらい飼う予定ですか。

議長（山田会長）

事務局、お願いします。

事務局（岡本主任）

お答えいたします。ドッグランは、飼い主の方が連れて来た犬を遊ばせる広場のような場所ですので、申請者が犬を飼う予定はございません。

議長（山田会長）

質疑は、ございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

それでは、「議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可について」、2番を除く、1番から4番の案件について、「許可」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

全員挙手と認めます。よって、2番を除く、1番から4番の案件について、原案のとおり「許可」とすることと決しました。

なお、3番及び4番の案件については、山口県ネットワーク機構の意見聴取を行った後に許可とすることとします。

議長（山田会長）

次に、日程第3「議案第3号 現況確認について」をお諮りします。タブレットの準備をお願いします。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局（佐々木事務局次長）

それでは、ご説明いたします。総会議案書63ページをお開きください。1番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は畠1筆で、面積は624m²、申請地の位置図は67、68ページ、公図は69ページ、併せて、現地調査時の写真をご覧ください。申請地は、下関市役所長府支所から南西へ、約2.8kmに位置する土地でございます。

令和7年12月1日に、農業委員2名、最適化推進委員1名と事務局職員2名で現地調査を行いました結果、申請地は竹が繁茂していましたので、現況確認書交付事務取扱要領第5条第3号アに該当し、「非農地」との判断になっております。

63ページに戻りまして、2番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は田1筆で、面積は1,107m²、申請地の位置図は70、71ページ、公図は72、73ページ、併せて、現地調査時の写真をご覧ください。申請地は、下関市役所勝山支所から東北東へ約1.4kmに位置する土地でございます。

令和7年12月1日に、農業委員2名、最適化推進委員1名と事務局職員2名で現地調査を行いました結果、笹竹と灌木が繁茂していましたので、現況確認書交付事務取扱要領第5条第3号アに該当し、「非農地」との判断になっております。

総会議案書64ページをお開きください。3番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は田2筆と畠2筆で、合計面積は2,292m²、申請地の位置図は74、75ページ、公図は76ページから79ページ、併せて、現地調査時の写真をご覧ください。申請地は、下関市役所豊浦総合支所室津支所から南へ約1.8kmから約1.9kmに位置する土地でございます。

令和7年12月1日に、農業委員2名、最適化推進委員1名と事務局職員2名で現地調査を行いました結果、[REDACTED]は、笹竹が繁茂していましたので、現況確認書交付事務取扱要領第5条第3号アに該当し、「非農地」との判断になっております。その外の3筆は、灌木が繁茂していましたので、現況確認書交付事務取扱要領第5条第3号アに該当し、「非農地」との判断になっております。

64ページに戻りまして、4番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は畠1筆で、面積は280m²、申請地の位置図は80、81ページ、公図は82ページ、併せて、現地調査時の写真をご覧ください。

申請地は、下関市役所王喜支所から北北東へ約1.6kmに位置する土地でございます。

令和7年11月28日に、農業委員2名、最適化推進委員1名と事務局職員2

名で現地調査を行いました結果、申請地は山林化していましたので、現況確認書交付事務取扱要領第5条第3号アに該当し、「非農地」との判断になっております。

総会議案書65、66ページをお開きください。5番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は田2筆と畠11筆で、合計面積は5,900.91m²、申請地の位置図は83ページから86ページ、公図は87ページから94ページ、併せて、現地調査時の写真をご覧ください。申請地は、JR阿川駅から、東から南東にかけて約500mに位置する土地でございます。

令和7年12月3日に、農業委員2名、最適化推進委員1名と事務局職員1名で現地調査を行いました結果、65ページ下段に記載の [REDACTED] は、竹が繁茂していましたので、現況確認書交付事務取扱要領第5条第3号アに該当し、「非農地」との判断になっております。

66ページ上段に記載の [REDACTED] と [REDACTED] の2筆は、灌木が繁茂していましたので、現況確認書交付事務取扱要領第5条第3号アに該当し、「非農地」との判断になっております。

66ページ下段に記載の [REDACTED] と [REDACTED] の2筆は、竹や灌木が繁茂していましたので、現況確認書交付事務取扱要領第5条第3号アに該当し、「非農地」との判断になっております。

その外の8筆は、完全に山の中であり、道もなく、至ることが困難な状態でしたので、現況確認書交付事務取扱要領第5条第3号ア及び第5条第5号アに該当し、「非農地」との判断になっております。

以上でございます。

議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、質疑の前に担当委員からの現地調査結果の報告をお願いいたします。

それでは、1番の案件につきまして、議席番号2番、木村貴志子委員、報告をお願いいたします。

木村貴志子委員

議席番号2番、木村です。1番の案件について、現地調査の結果をご報告いたします。令和7年12月1日、農業委員2名、農地利用最適化推進委員1名、事務局職員2名で現地調査を行いました。

申請地は、狭い道を上がって行く所にあり、辿り着くのに困難な場所にありました。写真にありますように、大きな竹が繁茂しており耕作出来る状態ではなく、

全員一致で「非農地」と判断いたしました。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長（山田会長）

続いて、2番の案件につきまして、議席番号1番、阪田実委員、報告をお願いいたします。

阪田実委員

議席番号1番、阪田です。2番の案件について、現地調査の結果をご報告いたします。令和7年12月1日、農業委員2名、農地利用最適化推進委員1名、事務局職員2名で現地調査を行いました。

現地は写真にありますように、隣には大変素晴らしい畠がありますが、50年間耕作をしないとこのようになるのかと思うぐらい笹竹と灌木が繁茂しており、「非農地」と判断いたしました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長（山田会長）

続いて、3番の案件につきまして、議席番号9番、石田安男委員、報告をお願いいたします。

石田安男委員

議席番号9番、石田です。3番の案件について、現地調査の結果をご報告いたします。令和7年12月1日、農業委員2名、農地利用最適化推進委員1名と事務局職員2名で現地調査を行いました。

申請地は、室津から吉母に抜ける中間で、県道より海側の山の付け根にあたる所です。昭和50年代前半まで耕作をしていたが、[REDACTED] が亡くなり耕作をやめたため現状となったものです。いずれもタブレットの写真のとおり、ほぼ山林化しており、現況確認書交付事務取扱要領第5条第3号アに該当し、「非農地」と判断しました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長（山田会長）

続いて、4番の案件につきまして、議席番号4番、松倉公一委員、報告をお願いいたします。

松倉公一委員

議席番号 4 番、松倉です。4 番の案件について、現地調査の結果をご報告いたします。令和 7 年 1 月 28 日、農業委員 2 名、農地利用最適化推進委員 1 名と事務局職員 2 名で現地調査をいたしました。

申請地は、事務局の説明どおり約 60 年前頃より耕作をしていない状態で、笹竹が繁茂し山林化しており、全員一致で「非農地」と判断いたしました。

ご審議のほど、よろしくお願ひします。

議長（山田会長）

続いて、5 番の案件につきまして、議席番号 18 番、有田孝義委員、報告をお願いいたします。

有田孝義委員

議席番号 18 番、有田です。5 番の案件について、現地調査の結果をご報告いたします。令和 7 年 1 月 23 日、農業委員 2 名、農地利用最適化推進委員 1 名と事務局職員 1 名で現地調査をいたしました。

申請地は、雑木や竹やぶで山林化しており、山奥の申請地は道が無くたどり着けないような状況で、写真で見る限り、全て「非農地」と判断いたしました。

ご審議のほど、よろしくお願ひします。

議長（山田会長）

事務局及び担当委員の説明報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は、ございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

それでは、「議案第 3 号 現況確認について」、全て「非農地」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

全員挙手と認めます。よって本議案は、原案のとおり決しました。

議長（山田会長）

次に、日程第 4 「議案第 4 号 農用地利用集積等促進計画（一括）の策定要請について」をお諮りします。

なお、農業委員会等に関する法律第 31 条「議事参与の制限」に、議席番号 [] 番、[] 委員が該当していますので、退席をお願いいたします。

（委員 退席）

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局（佐々木事務局次長）

ご説明いたします。総会議案書95ページをお開きください。この案件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定により、山口県農地中間管理機構に対し、農用地利用集積等促進計画を定めることを要請するものであります。

詳細につきましては、96ページから102ページの「1. 農用地利用集積等促進計画（一括）一覧表（令和7年12月26日公告予定分）」をご覧ください。

今後の事務処理ですが、議案についてご承認いただいたのちに山口県農地中間管理機構に対し「策定要請」を行い、山口県農地中間管理機構から下関市長に対し「認可申請」が行われ、市において認可・公告を行って利用権設定の効力が開始されるものとなります。

別紙「議案第4号関係資料」の1ページから3ページに、地区別の利用権設定面積の一覧表、田畠の新規更新別の一覧表、期間別の一覧表をお示ししております。

いずれの案件も計画内容は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えられます。

以上でございます。

議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

それでは、「議案第4号 農用地利用集積等促進計画（一括）の策定要請について」、原案のとおり「承認」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

全員挙手と認めます。よって本議案については、原案のとおり「承認」と決しましたので、農地中間管理機構である、公益財団法人やまぐち農林振興公社に、農用地利用集積等促進計画（一括）の策定について要請いたします。

■ 委員は、着席をお願いいたします。

（委員 着席）

議長（山田会長）

次に、日程第5「議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用集積等促進計画（集積）及び（配分）案に係る意見決定について」をお諮りします。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局（佐々本事務局次長）

ご説明いたします。総会議案書103ページをお開きください。

この案件は、地権者から農地中間管理機構が集積し、その農地を公募した借受け希望農家に配分することについて、下関市長から農用地利用集積等促進計画に係る意見を求められたものでございます。2段階方式の手続きに関するものとなります。

1番、内容につきましては、104ページの「1. 農用地利用集積等促進計画(集積)一覧表(令和7年12月26日公告予定分)」をご覧ください。

1番は、貸し手である地権者から山口県農地中間管理機構が借り受ける農用地利用集積等促進計画の集積の内容となります。

2番、内容につきましては、105ページの「2. 農用地利用集積等促進計画(配分)案(下関区域分)」と、106ページの「利用権の設定を受ける者の経営状況(下関区域分)」をご覧ください。

2番は、山口県農地中間管理機構から借受け希望農家に配分する内容となります。

別紙「議案第5号関係資料」の1ページから3ページに、集積に関する地区別の利用権設定面積の一覧表、田畠の新規更新別の一覧表、期間別の一覧表をまた、4ページに地区別の配分に関する集計表をお示ししております。

いずれの案件も、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えられます。

今後の事務処理についてですが、本議案について「意見決定」をいただいたのち、下関市長に対しその意見の回答を行います。

その後、下関市長から山口県農地中間管理機構に対し集積案を提出し、機構から下関市長に対し認可申請がなされたのちに、令和7年12月26日付けて市が公告を行います。

配分に関しましては、下関市長から機構に対し配分案を提出し、機構から山口県知事に対し認可申請がなされたのちに、令和8年2月25日付けて県が公告を行う予定となっております。

以上でございます。

議長（山田会長）

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑は、ございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

それでは、「議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用集積等促進計画(集積)及び(配分)案に係る意見決定について」、原案のとおり「意見なし」とすることに賛成委員の挙手を求めま

す。

全員挙手と認めます。よって本議案については、「意見なし」と決しましたので、その旨の意見を付して下関市長に送付いたします。

以上で、審議事項はすべて終わりました。

議長（山田会長）

次に、日程第6「報告第1号」から日程第17「報告第12号」までを一括して、事務局より報告を求めるところですが、「報告第12号」については、

11月の農業振興専門委員会の審議の報告が委員長よりなされることから、まず、報告第1号から第11号までの報告を求めます。

事務局（藤山事務局長補佐）

ご報告いたします。以降、着座にて報告いたします。

総会報告書1から7ページ、報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出について」は、27件ございました。

総会報告書8ページ、報告第2号「農地法の規定による許可申請の取下げについて」は、1件ございました。詳しくご説明いたします。

本件は、先月総会議案第3号1番でご審議いただき、許可相当との判断となつた案件ではございますが、当初、申請者からは、4条例外での届け出がなされておりましたが、農業用施設の建設がなされない計画となっておりましたので、4条例外での届け出に該当するのか、4条申請に該当するのか、事務局内でも判断ができなかつたことから、総会開催日以前より、県に照会し、県においても、判断ができず、最終的には、県が国へ照会することになったことから、申請者との協議により、4条申請で上程をさせていただきました。

しかしながら、申請者は、4条例外での届け出が可能なのであれば、そちらを希望するとの要望があったことから、許可書を交付せず、県からの回答を待っていましたが、11月28日に、県から、「資材置場が、農業生産資材等を保管する露天の農業用倉庫という位置付けであり、農業生産活動に必要不可欠となる施設に該当するのであれば、4条例外でも支障はない」との回答があつたことから、この度の取下げに至つたものでございます。

それでは、引き続きご報告いたします。

9ページ、報告第3号「農地法施行規則第29条第1号の規定による転用届出について」は、2件ございましたが、2番の案件につきましては、先ほどご説明いたしましたもので、内容につきましては、記載のとおりでございます。農業委員による現地確認を行い、専決により、受理通知書を交付いたしました。

18ページ、報告第4号「農地法第5条第1項による許可案件の事業計画変更

の承認について」は、2件ございました。簡易な事項についての処理に関するこ
とにより専決により承認いたしました。

31ページ、報告第5号「農地転用事業計画の変更届出」は、1件ございました。
内容につきましては、記載のとおりでございます。書類等そろっておりま
したので、専決により、受理通知書を交付いたしました。

32から34ページ、報告第6号「農地法第5条第1項第6号の規定による転
用届出について」は、7件ございました。内容につきましては、記載のとおりで
ございます。書類等そろっておりましたので、専決により、受理通知書を交付い
たしました。

35ページ、報告第7号「農地法施行規則第53条の規定による転用届出に
ついて」は、1件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。
書類等そろっておりましたので、専決により、通知書を送付いたしました。

36ページ、報告第8号「農地造成届について」は、1件ございました。内容
につきましては、記載のとおりでございます。地区の農業委員による現地確認を
行い、専決により、受理通知書を交付いたしました。

44から48ページ、報告第9号「農地法第18条第6項の規定による通知に
ついて」は、利用権で設定されていた賃貸借の合意解約が22件ございました。
内容につきましては、記載のとおりでございます。

49、50ページ、報告第10号「農地の転用事実に関する証明について」は
4件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。提出され
た書類にて農地以外である旨が確認できましたので、証明証を交付いたしました。

51、52ページ、報告第11号「事業完了報告について」でございます。内
容につきましては、記載のとおりでございます。

全ての案件について農業委員による現地確認が終了しております。

以上、ご報告いたします。

議長（山田会長）

続いて、「報告第12号」について、農業振興専門委員会 坂田謙祐委員長の
報告を求めます。

坂田謙祐委員

53ページ、報告第12号「令和8年度提出『令和9年度下関市農業施策に
関する意見書』作成に係る意見調査について」、11月に開催しました農業振興専
門委員会の結果をご報告いたします。

これは、農業委員会等に関する法律第38条第1項に基づき、下関市長に農業

施策についての意見書を提出するため、事前に農業委員及び農地利用最適化推進委員への意見調査を例年実施しているものです。

「報告第12号関係資料」をご覧ください。

先月の専門委員会では、調査票の内容について意見交換をいたしまして、その結果を反映させた内容となっております。今回、修正又は追加をした箇所は、朱書きをしております。調査票の1ページをご覧ください。

1番の「新規就農者・担い手・後継者に対する市の独自支援について」ですが、これまで「後継者」という言葉は入れておりませんでしたが、支援に関し、新規就農者、担い手だけに限定せず、後継者育成に対する支援に対し、幅広い見地からの要望ができるように「後継者」という言葉を追加させていただきました。

次に2ページをご覧ください。3番として『『地域計画』の実現やプラッシュアップに向けた支援』の項目を追加し、必要な支援を選択していただくことといたしました。これは、地域計画が今年度からスタートし、農業委員会の取組が求められておりますが、地元協議に参加した際には担い手の方々から行政に対する意見や要望が多く出されております。地域計画の実現には、市の施策として、さまざまな支援が必要であると感じておりますので、みなさまのご意見もお伺いしたいため追加いたしました。

また、1番及び2番には、市が現在取り組んでいる事業を抜粋して記入しており、ご存知であるものを選択していただくこととしております。これは、市がすでに取り組んでいる支援をご確認いただきながら回答を記入していただきたいとの理由からです。4月の総会において、農業振興課から説明があった事業もございますのでご確認いただければと思います。

調査票の回答期限は2月27日とする予定で、来月の推進会議でお配りいたしますので、よろしくお願ひいたします。

以上、ご報告いたします。

議長（山田会長）

事務局及び専門委員会委員長からの報告が終わりました。

ただいまの報告第1号から第12号につきまして、ご意見、ご質問等ございませんか。

ないようですので、以上をもちまして「令和7年度第9回定例総会の閉会」を宣告いたします。

(終了時刻10時55分)

上記の議事録は正確と認め署名する。

議長.....

署名委員.....

署名委員.....